

原議保存期間	5年(平成37年3月31日まで)
有効期間	一種(平成37年3月31日まで)

警視庁交通部長
各道府県警察本部長 殿
各方面本部長
(参考送付先)
各管区警察局広域調整担当部長

警察庁丁運発第69号
平成31年4月5日
警察庁交通局運転免許課長

免許用写真の取扱いについて

運転免許証の作成は、直接型撮影装置により申請者の免許用写真を撮影する方式、複写型撮影装置により申請書の添付写真から免許用写真を撮影する方式等があるが、これまで運転者の利便を図るため、即日交付を推進するとともに、直接型撮影装置が整備された更新窓口では、更新申請書に写真添付を要しないよう措置し、更新負担の軽減を図ってきたところである。

他方、撮影されて免許証に用いる写真について、本人の選択の機会が何らかの形で確保されるようにすることが望まれるとの指摘がかねてからなされていたところである。

この点について、都道府県警察により対応が異なっていることから、この度、運用の統一と改善を図るため、免許用写真の取扱いについて下記のとおりとすることとしたので、誤りのないようにされたい。

記

1 持参した写真による更新免許証作成

直接撮影機の整備された試験場等の更新窓口において、申請者の希望に応じ、持参した写真による免許証作成を行う。

この場合、都道府県警察の実情に応じやむを得ない範囲で、あらかじめ場所、曜日等を限定して行うこと、後日交付により行うことは差し支えない。

2 新規免許、併記免許及び再交付申請の取扱い

1に準じた取扱いを行う。ただし、再交付について、ファイリングシステムの写真により免許証を作成している場合は行わない。

3 免許用写真として不適当な写真を持参した場合の措置

免許用写真として不適当な点を教示した上で、直接撮影機により撮影を行うか、又は別の写真を提出するよう教示する。

4 広報

(1) ホームページ等

広報は、ホームページへの掲載、電話照会への対応等の方法により行う。

(2) 更新連絡書

更新連絡書に「免許用写真は不要」等の記載がある場合は、持参した写真により免許証の作成が可能である旨を追加・変更して記載するものとする。

なお、印刷済みの更新連絡書が残存する間は、引き続き当該更新連絡書を使用して差し支えない。